ごみの野焼きは禁止されています！

地面に穴を掘ったり、ブロック積みやドラム缶などを用いて、家庭や事業所から出るごみを屋外で焼却する行為、いわゆる野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律や静岡県生活環境の保全等に関する条例により、一部を除いて禁止されています。

なぜ、野焼きはいけないのか？

野焼きをすると黒煙や悪臭を発生させ、『煙や臭いが入ってくるので窓が開けられない』、『洗濯物に臭いがついてしまって、やり直さなければならない』、『布団が干せない』など近隣の方々の生活環境に大きな迷惑をかけることになります。また、気管支などに病気を抱える方にとっては、より深刻な問題となります。

廃棄物焼却施設とは異なり、適切な温度管理や排ガス処理ができないため、燃やすものによってはダイオキシンを発生させることにもあります。

さらに、付近の枯れ草や建物などへの延焼の危険性もあり、火災の原因のひとつにもなっています。

○一部の例外とは？

・災害予防、災害応急対策、復旧のために必要な焼却（防災訓練など）
・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却（どんど焼きなど）
・農林業者が作業に伴って行うやむを得ないものとして行う焼却
・焚き火などの軽微な焼却

なお、これらの焼却も近隣の方々に迷惑となっていると判断されるときは、焼却をやめていただくことがあります。

○罰則について

野焼きについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に罰則が明記されています。法律に違反したときは、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はその両方が科せられることがあります。

○お願い

以前から少量のごみは燃やしてきたからと自分の都合だけを考えるのではなく、燃えるごみの日に出すなど適切なごみ処理を行ってください。

禁止の例外とされている焼却であっても、特に住宅地に近い田畑で行われる焼却は苦情が多くありますので、燃えるごみの日に出せるものはできる限り出していただき、また、住宅の近くでは焼却しないようにしてください。

また、農林業者だから何でも燃やして良いということではなく、ゴム、プラスチック、油などを含む物の焼却はできません。また、家庭菜園は農業ではありません。

皆が気持ちよく生活していけるよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先
環境対策課環境保全係
☎㉒2213

リサイクル分別収集における分別にご協力を

リサイクル分別収集において、市では取り扱わないごみの混入が見受けられます。左記のごみは市では扱えませんので、リサイクル分別へのご協力をお願いします。

①市で扱わないごみ

バッテリー、タイヤ、消火器、ガスボンベ、ペンキ、廃油、農薬、劇薬、パソコン、バイク、耐火金庫、ピアノ、耕運機、水銀血圧計、がれき類

専門業者へ引き取りをお願いします。

②リサイクル家電

テレビ、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機、衣類乾燥機

原則として購入した店舗か買い替える店舗で引き取ります（有料）

※買った店舗が分からない等の場合、清掃センターで引き取れますが家電リサイクル券（郵便局で購入）と持ち込み料が必要です。

問合先　清掃センター
☎㉒6686

高次脳機能障害医療等総合相談会

賀茂健康福祉センターでは、高次脳機能障害について相談会を開催します。

高次脳機能障害とは交通事故等による頭部外傷や脳血管疾患などにより脳が傷つき、後遺症として記憶や注意力などが低下し日常生活や社会生活に支障をきたすものです。

日時　11月6日（木）
13時30分～16時30分
場所　下田総合庁舎4階
第8会議室
対象　高次脳機能障害を持つ本人及び家族等
内容　医療相談（リハビリテーション専門医による相談）、福祉相談（福祉制度の利用や社会参加について）
申込方法　要電話予約。
申込・問合先
賀茂健康福祉センター福祉課
☎㉔2056

看護職の再就業相談を実施します

看護職の資格を持ち、現在就業していない方に、現場経験を持つ看護職相談員が再就職のご相談に応じます。

日時　11月7日（金）
11時～14時
場所　市役所第2委員会室
料金　無料
申込・問合先
静岡県ナースセンター
東部支所
☎・FAX 055-920-2088